

**金融審議会 資金決済制度等に関するワーキング・グループ**  
**「クロスボーダー収納代行規制」の議論および報告書案についての意見**

2024年12月24日

一般社団法人 新経済連盟

## 1. はじめに

世の中の様々な取引における「決済」は、取引や決済に関わる多くの事業者の創意工夫によって、より便利に、より効率的に、より安全に、より低コストで、デジタルを活用しつつ行われるようになっており、経済活動を支える重要な役割を果たしている。

Eコマース分野も、店頭決済の分野も、クレジットカードに限らず複数の支払方法について、加盟店（売主）、決済代行業者（PSP/収納代行業者）、加盟店獲得事業者、決済サービス提供事業者、支払人（買主）といった複数の登場人物がいて、一つの売買契約であっても、売主である加盟店と買主である支払人の間には複数のBtoBの取引が存在する。その各BtoB取引を、手数料等と相殺しつつ、契約手続きや加盟店審査、売上金の精算などを一本化し、効率化することで、売り主としても多様なニーズに応えることができ、買主としても多様な支払手段の選択肢から選ぶことが可能となり、決済サービス提供事業者としてもオペレーションの効率化が可能となっている。そして各々のBtoB間の売上金の精算は、契約に基づき、基本的に銀行口座間の送金によって行われている。これは、**売主と買主が国内で完結していても、どちらかが海外にいても、基本的に同じ仕組みであるとともに、長年に渡り、大きな問題を起こすことなく、決済のエコシステムとして根付いている仕組みである。**

## 2. 規制の必要性を裏付ける根拠や実態把握・影響把握の不足

このような状況の中、売主か買主のどちらかが海外にいるというだけの理由で、EC決済やコード決済のエコシステムの中に複数存在する事業者の既存のビジネスを、「クロスボーダー収納代行」として現行法における「資金移動業」に位置付け、AからBへのシンプルな送金サービスを想定した現行法の資金移動業の各義務を負わせようとするには、相当の立法事実や具体的な根拠が必要とされるはずであるが、同様の仕組みで運用されている国内決済と比較しても、海外EC決済やインバウンド向けコード決済において、対処すべき具体的なリスクは全く示されていない。**FSBの文書にも、リスク評価を行ったうえで、そのリスクに対応する比例的な規制を検討すべしと書いてあるのであって、リスク評価どころかリスクの洗い出しや実態把握も不足した中で既存の規制に当てはめることを求めているわけではないと思われる。**

### 3. 報告書案におけるクロスボーダー収納代行に関する記載部分への意見

**拙速に結論を出すべきでない。**実務実態を詳しく調査し、具体的に起きていることも踏まえてリスクを明確にしたうえで、それらのリスクに対処する方法を検討し、実務への影響を確認し、実務実態に沿った具体的な議論や検討を尽くすべきである。**対処すべきリスクの明確化も実務実態の調査も影響把握も十分でなく、定義も、具体的な実務に照らした考え方も極めて曖昧な現段階において、海外EC決済やインバウンド向けコード決済を規制する方向性を記載することに、強く反対する。大雑把に規制の方向性だけ決め、先に法律改正を行い、詳細は後から決定するといった方法にも、当然ながら強く反対する。**

EC決済やコード決済を規制対象の為替取引と判断して安易に資金移動業登録の対象とし、EC取引や店頭取引における決済の実態に全くそぐわない既存の資金移動業の規制を掛けて健全なビジネスを潰そうとすることは、経済活動の実態を無視して日本経済に多大な影響を与える一方で何らの課題解決にもならない。

### 4. 検討にあたっての疑問点

以下は、現在の報告書案やこれまでの説明をもとに、定義や考え方や基準等が不明瞭であると考えた点について挙げた質問である。いずれも既に行われているビジネスに大きな影響を及ぼすものであり、これらの判断が可能な程度に具体的な考え方等が明確にならない限り、方向性を決めることも不可能であるとする。

#### <契約関係について>

##### Q1

オンラインマーケットプレイスを含む収納代行業者が関係する決済サービスにおいて、決済サービス提供事業者と決済サービス利用事業者（加盟店）、あるいはクレジットカードアクワイアラと加盟店の間の契約関係は、代金債権の譲渡や立替払いによって構成されることが多く、収納代行業者は【決済サービス提供事業者からの】売上代金や立替金を加盟店に代わって受領するという意味での代理受領権限が設定されていることも多いですが、この場合に【収納代行業者を起点として】、決済サービスを利用して支払った者と加盟店との間の資金移動と捉えるのはなぜですか。

##### Q2

通常、決済サービス提供事業者と決済サービス利用事業者（加盟店）との間の契約関係は、売上代金債権の譲渡または立替払いもしくはその両方が含まれる場合が多いと認識しています。決済サービス提供事業者と決済サービス利用事業者（加盟店）との間の契約関係が売上代金債権の譲渡なのか立替払いなのかによって資金移動該当性に影響はありますか。

### Q3

国境をまたぐ支払人と被支払人との間に「収納代行」を行っている事業者が複数いるケースが多いですが、誰が規制対象の収納代行業者になりますか。一つの売買契約に関する決済において2以上の資金移動業者たる「クロスボーダー収納代行業者」が存在するケースはありますか。それらはどのような考え方によるものですか。

#### <オンラインマーケットプレイスと海外出店事業者との間に入る収納代行業者について>

### Q4

国内のオンラインマーケットプレイスに海外の事業者が出店するに際し、精算の効率化のため、海外の出店事業者とオンラインマーケットプレイス運営事業者との間に入って収納代行を行う（通常、精算時の送金は銀行送金）事業者がいるケースがよくあります。当該収納代行業者による売上の代理受領は、出店事業者がオンラインマーケットプレイス運営事業者に対して請求権を有する売上の代理受領権が、オンラインマーケットプレイス運営事業者と収納代行業者と出店事業者との契約によって収納代行業者に付与されているのであって、支払人からの代金の代理受領権限が設定されているわけではない場合に、当該収納代行業者は、売買契約の買主から売主への資金移動を行っているとは評価されますか。

### Q5

第6回ワーキング・グループにおいて、金融庁の見解は「海外EC取引業者からの委託を受け、決済だけに関わる収納代行」については殆ど規制対象事業者はいないのでしたことが、Q4のようなオンラインマーケットプレイスと海外出店事業者との間で収納代行を行っている事業者は規制対象ではないと評価しているのでしょうか。

※中には、いつでも資金を引き出せるように仮想口座を作っているなど当該国でライセンスが必要なビジネスモデルもあり、その場合は当該事業者が当該国の必要なライセンスを取得していると認識しています。

#### <インバウンド旅行者向けコード決済について>

### Q6

国内の加盟店におけるインバウンド旅行者向けのコード決済について、

①店舗（加盟店）-②決済代行業者（アクワイアラ）-③国内コード決済サービス提供業者-④海外決済代行業者-⑤海外決済サービス提供事業者-⑥支払人（海外）

という契約関係の繋がりがあある場合、②から⑤の誰が規制対象になりますか。それはどのような考え方で判断されますか。

#### <金銭債権の発生原因の成立への関与について>

### Q7

今般のクロスボーダー収納代行の規制対象か否かの判断基準案の一つである「金銭債権の発生原因の成立に関与」について、報告書案の脚注によると「受取人が有する金銭債権の発生原因である契約の締結の方法に関する定めをすることその他の当該契約の成立に不可欠な関与」という、現行のtoC収納代行規制の考え方と同一かのように読み取れますが、仮に同一だとした場合、店頭での決済サービスにおける決済代行業者（Q6の②や④）は関与しているのかしていないのかどちらなのでしょう。その判断はPOSなどレジとの連携の有無で変わりますか。

## Q8

ECの注文管理システムと連携したリンク遷移型のEC決済サービスにおける収納代行業者は、金銭債権の発生原因の成立に関与しているのかしていないのかどちらなのでしょう。その判断はECの注文管理システムとの連携内容によって変わりますか。

### <他法令による規律の考え方について>

## Q9

規制対象かどうかの判断基準に、他法令での規律の有無を考えると案になっていますが、ブランドデビットカード決済は割賦販売法の対象ではなく、クレジットカード決済についても二月払いについては限定的な規律しか存在しません。また、限定的な規律が存在する主体という意味では、アクワイアラのために立替金の交付を行う決済代行業者（立替金の代理受領権限を付与されている）も加盟店も当てはまります。「他法令が規律する分野における主体や行為」は、具体的にどのように判断されるのでしょうか。

## Q10

クレジットカード決済におけるアクワイアラと加盟店間の売上金精算は通常想定し得る取引ですが、規制対象外として例示されているのがイシューとアクワイアラ間の精算であって、加盟店とアクワイアラ間の精算が含まれないのはなぜですか。

## Q11

「クロスボーダー収納代行を実施することが想定されている」とは具体的に何をもとに判断しますか（例えば、割賦販売法にはそのようなことを想定している規定があるわけではないと認識しています）。

## Q12

第三者型の前払式支払手段による加盟店での決済においても、前払式支払手段発行事業者からの立替金等の収納代行業者による代理受領が発生し得るところですが、「他法令が規律する分野における主体や行為」に資金決済法関係は該当しますか。

### <仮に資金移動業に該当した場合の具体的な義務内容について>

## Q13

収納代行が絡む決済サービスには、後払いのものや、支払人からの代金回収に先んじて決済サービス提供事業者が債権の譲渡代金や立替払いとして決済代行業者や加盟店獲得事業者等を通じて加盟店に代金を支払うものも多いですが、仮に決済代行業者や加盟店獲得事業者が資金移動業者となる場合、未達債務の発生と消滅はどのように考えるのでしょうか。履行保証金はどのタイミングで計算し保全することを想定していますか。

## Q14

収納代行が絡む決済サービスは通常、間にBtoBの契約関係や取引が複数含まれることから、BtoBの契約に基づく売上代金請求権と手数料その他の請求権との相殺が各事業者間で行われるものですが、そもそも資金移動サービスと捉えた場合、このような相殺は認められるのでしょうか。認められない場合、相殺は行えず効率的なBtoB決済が著しく阻害されることが想像できますが、その弊害をどのように考えますか。

## <立法事実について>

### Q15

報告書案に、「クロスボーダーの資金移動が収納代行の形で行われることで、違法行為につながる取引が実現しているおそれや、国内の支払人・受取人が保護されないおそれ」との記載がありますが、「海外E C取引業者からの委託を受け、決済だけに関わる収納代行」および「インバウンド旅行者の国内での決済のための収納代行」において、それらが具体的に問題となった事例を教えてください。（個社名を出す必要はありません）

### Q16

報告書案において、「上記③及び④については、例えば、形式的には金銭債権の発生原因に関与していないが、海外E C取引業者の指導監督の下で委託を受けて収納代行を行い、ビジネスモデル全体として金銭債権の発生原因に関与していると考えられる場合や、インバウンド旅行者の国内における決済がクレジットカードで行われ、国内事業者が割賦販売法上の規制下にある場合などは、規制の要否は個別の取引態様やビジネスモデルに応じて判断されるものと考えられる。」とありますが、判断に際して何に着目して規制の必要性を判断するのでしょうか。対処すべき、発現しているリスクが不明確なので、着目点がわかりません。

### Q17

第6回ワーキング・グループ事務局説明資料1のP13、オンラインカジノや海外投資事業に関するシンプルな図について、契約関係や実際のお金の流れや契約（オンラインカジノ利用に関する契約や海外投資に関する契約）に関するデータの流れがどのようになっているか示していただくことは可能でしょうか。

以上